

デイ・シイグループ 反贈賄基本方針

2017年3月1日 制定

1. 本方針は、2017年1月1日に制定された【太平洋セメントグループ 反贈賄基本方針（ポリシー）】に準拠して、日本国不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法（US Foreign Corrupt Practices Act）およびインドネシア共和国汚職犯罪行為撲滅法などの各国の贈賄防止に関する法規制を遵守し、贈賄に関する行為を未然に防止して、腐敗の防止および公正な事業活動の確立および維持に資することを目的とする。
2. 株式会社デイ・シイ（以下、「当社」という。）およびその子会社（以下、「当社グループ」という。）の全ての役員および従業員は、その業務において、直接および間接を問わず、公務員（外国公務員または政府系企業の役職員を含む。）に対して、国内外の諸法令に違反する賄賂の申し込み、支払い、またはその約束を行ってはならない。
3. 当社および当社グループの全ての役員および従業員は、業務を行うにおいて、賄賂を要求されたとしても、法令順守を貫いて贈賄を拒絶しなければならない。
4. 当社および当社グループは適切な内部統制システムに基づき、会計帳簿を事実即して正確に記録し、支払記録を適切に保管するものとする。
5. 当社および当社グループ各社は、この反贈賄基本方針を遵守するために、反贈賄規程の制定、組織体制の構築、教育の実施等の体制を整備し、継続的に実効性を高めていく。

以 上